

教育委員会会議録要旨(令和5年第7回)

定例会	日時	令和5年4月5日(水) 午後1時30分
	場所	明石市役所分庁舎4階教育委員会室
出席者	委員	北條英幸 教育長 橋幸男 委員 橋本彰則 委員 川本まり子 委員
	事務局	長田局長 田辺室長 北迫次長(指導担当) 新田次長(給食担当)兼給食調整担当課長 中田次長(明石商業高等学校福祉科準備担当)兼明石商業高等学校福祉科準備担当課長 西山総務担当課長 亀山学校管理担当課長 谷田青少年教育担当課長 山下学校給食課長 小島学校教育課長 長尾児童生徒支援課長 平田あかし教育研修センター所長 本多あかし教育研修センター課長 武田情報化推進担当課長 前薊明石商業高等学校事務局長 土井法務担当課長 三ノ浦総務担当企画総務担当係長

次 第

○議題

議案第 16 号 明石市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定のこと

開 催

(北條教育長)

それでは、ただいまから、令和 5 年第 7 回定例会を開会します。

本日の署名委員は、橋本委員をお願いします。

前回の審議事項は、議案第 10 号「明石市個人情報保護法施行条例施行規則制定のこと」から、議案第 12 号までを審議し、いずれも原案のとおり可決されています。

ご確認ください。

(北條教育長)

それでは、本日の審議を始めます。

議案第 16 号「明石市市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定のこと」について、説明をお願いします。

(西山課長)

議案第 16 号「明石市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定のこと」について、資料に基づいて説明いたします。

教育委員会議案第 16 号関係資料をお願いします。

「1. 改正の背景」ですが、令和 4 年の 12 月議会において「明石市市民参画条例」が改正され、令和 5 年度 4 月からは、市が設置する審議会については、委員の男女別の数が、委員総数の 4 割を下回らないようにする努力義務が課せられることとなります。

明石市立学校通学区域審議会は、校区境の線引きの変更などについて、お諮りしてご意見をいただく審議会ですが、委員構成は、学識経験者を除いて、①市連合 PTA の役員、②市連合まちづくり協議会の役員、③市立幼稚園、小学校及び中学校の園長及び校長の 3 つの区分から選任しています。

しかしながら、現在のところ該当する役員等には女性が少なく、ま

た、他の審議会からの女性委員の選任を求められることから、当審議会に女性委員を選出することは容易ではないとの見解をいただいています。そこで、委員選出の基準を緩和し、より多くの候補者のなかから、委員を選任していただけるように、規則の一部を改正しようとするものです。

次に、「2. 明石市立学校通学区域審議会の概要」ですが、(1)審議会の役割は、教育委員会の諮問に基づいて、学校の校区変更等について答申を行います。そのほか、児童生徒数の現状及び将来の推移について確認し、それに伴う校区や学校施設整備について協議を行います。現在の委員ですが、資料3ページをお願いします。令和4年度の委員名簿です。10名のうち女性委員は1号委員、2号委員各1名の合計2名です。市が求める4割を満たせていない現状です。

「3. 改正の概要」です。1つ目は、「市連合PTAの役員」という規定を、「市立幼稚園、小学校及び中学校の保護者」に変更するものです。対象がかなり広く見えますが、従来どおり市連合PTAを通じて推薦依頼を行う予定です。この改正により、役員だけでなく、幼・小・中の各単位PTAの会長などが選定できるようになります。

二つ目は、「市連合まちづくり協議会の役員」という規定に「理事」を追加したいと考えています。現状まちづくり協議会の役員は8名で、うち女性は1名だけであり、女性役員に負担が集中する懸念がありますので、理事を加えることで、28小学校区のまちづくり協議会会長に対象を拡大するものです。

参考までに、2ページに現在の規則をお示ししており、変更予定の条文に網掛けしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますでしょうか。

(川本委員)

審議会の委員構成について、4割が努力義務とのことですが、仮に4割に満たなかった場合はどのように対応するのか教えてください。

(西山課長)

所管部署に確認したところ、法的には努力義務規定となっていますが、改正翌年度につきましては、各団体が委員を2年周期で選出していることもあり、改正が容易でないという意見も出ていますと聞いております。しかし、可能な限り各団体に働きかけをして精一杯努力するように意見を頂いております。

(北條教育長)

他に何かご意見やご質問などはありますでしょうか。

(橋本委員)

現状の審議会委員は第1号から第4号に分かれています。実務的に考えると第1号の学識経験者と第3号の市連合まちづくり協議会の役員から女性を増やすというのはなかなか難しいと思います。そういう意味合いでいうと、第2号、第4号委員、中でも4号委員に関しては教育委員会も直接関わるところですから、今、校長先生、園長先生も女性の方が増えてますので、そちらを中心にまずは調整していくのが現実的ではないかと思えます。

第2号委員の中で、連合PTAではなく、単体のPTA、幼・小・中ということで選択の余地が広がるのは良いことだとは思いますが、例えば幼稚園のPTAの方が選出されると、自分の子どもに直接関係することもあるので、公的な要素より自分の要素が関わってくることも危惧される。そうするとやはり第4号委員を中心に女性を増やす方が現実的ではないかと考えます。

(北條教育長)

第3号委員の市連合まちづくり協議会の理事までとなっているが、各小学校のまちづくり協議会の会長で女性は何名ほどいますか。

(西山課長)

昨年の名簿を確認したところ4名いらっしゃいます。

(北條教育長)

やはり全体から見ると少ないですね。

それでは、議案第 16 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北條教育長)

それでは議案第 16 号「明石市市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定のこと」を承認いたします。

以上を持ちまして、第 7 回定例会を終了いたします。

(13:45 閉会)